平成２４年（フ）第３５号
三重県名張市赤目町丈六240番地７　赤目マンション103号
債務者　夏山宏明こと　曺　　宏明
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１００号
三重県桑名市新築町56番地　シングルステージ桑名206号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
三重県桑名市大字東方251番地、前住所三重県三重郡朝日町大字縄生2800番地37
債務者　水越　清徳
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
三重県四日市市日永４丁目４番７号、前住所三重県四日市市日永５丁目４番24号
債務者　平山寿美子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
鳥取県鳥取市南安長３丁目25番地　フォンテーヌ南安長206号
債務者　濵納　隼人
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
鳥取県鳥取市大覚寺190番地21
債務者　横山　泰浩
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９１号
広島市西区山田新町１丁目10番10号
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
広島県東広島市黒瀬町菅田167番地２　市営菅田第３住宅301号
債務者　石井　靖臣
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３０号
広島県竹原市竹原町2527番地、申立時の住所広島県東広島市黒瀬町南方2350番地11
債務者　石井芙美子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９３号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘74番14号　幸和荘
債務者　山本　浩三
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
広島県尾道市古浜町７番２―202号
債務者　高本　由香
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野71番地２
債務者　松原　慶典
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第５５号
愛媛県西条市壬生川660番地16
債務者　渡邉　良喜
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５６号
愛媛県西条市壬生川660番地16
債務者　渡邉　容子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県飯塚市有井355番地75　庄内荘Ｂ－１号、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土居451番地
債務者　石原　京子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第９４号
福岡県久留米市野中町291番地３　アルカディアロイヤル302号、前住所福岡県小郡市横隈811番地１
債務者　藤原　鮎美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５号
福岡県柳川市三橋町江曲109番地４　江曲団地１棟14号
債務者　西田　昭雄
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係